

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年7月31日

【会社名】 株式会社フォーバル・リアルストレート

【英訳名】 Forval RealStraight Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石川 貴

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号

【電話番号】 03-5468-6900（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 早川 慎一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号

【電話番号】 03-5468-6900（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 早川 慎一郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 6,909,000円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき  
金額の合計額を合算した金額 337,169,000円  
（注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及  
び当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額  
の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき  
金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所  
（東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

## 第一部 【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券(株式会社フォーバル・リアルストレート第2回新株予約権)】

##### (1)【募集の条件】

発行数	490個
発行価額の総額	金6,909,000円
発行価格	1個につき金14,100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年8月17日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社フォーバル・リアルストレート 管理本部 東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
払込期日	平成21年8月17日(月)
割当日	平成21年8月17日(月)
払込取扱場所	三井住友銀行株式会社 高田馬場支店 東京都新宿区高田馬場1丁目27番13号

(注) 1 本新株予約権については、平成21年7月31日(金)開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

4 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

##### (1) 割当先の概要

割当予定先の氏名又は名称	株式会社フォーバル		
割当新株予約権数	490個		
払込金額	6,909,000円		
割当予定先の内容	住所	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号	
	代表者の氏名	大久保 秀夫	
	資本の額	4,150,294千円	
	事業の内容	情報通信機器販売事業 通信サービス事業	
	大株主及び持株比率	有限会社エス・エヌ・ケー	20.5%
大久保 秀夫		15.5%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	81,350株
	取引関係等	当社取扱商品の仕入先であります。	
	人的関係等	役員の兼務が3名あります。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は平成21年3月31日現在におけるものであります。

##### (2) 募集の目的及び理由

当社は、中小企業を対象としたソリューション事業をおこなっており、その主な活動としてビジネスツール販売業務を展開しております。具体的には、通信業界において、複雑化するサービスや技術の高度化による商品の多様化への対応が難しい中小企業に対し、通信・OA機器の切替え提案及び販売、各種通信インフラサービスの加入取次ぎや再販による通信インフラの提供をおこなっております。また、これらの活動に加え、顧客が利用している通話や保守メンテナンス等の様々な商品・サービス利用料の請求を一本化することで、煩雑な請求書管理業務を簡易化するピリングサービス「フラディオ・コレクト」を提供しております。

平成18年3月期まではソリューション事業においてビジネス代行業務を活動の中心に据えた体制を構築しており、安定した収益基盤を持っておりましたが、平成19年3月期からは、クライアント企業からの依頼業務量及びインセンティブの低下により業績が悪化いたしました。こうした状況に対応するため、クライアント企業の動向に影響を受けやすい他社ブランドによるビジネス代行業務から自社ブランドによる営業体制への転換が必要となりましたが、自社ブランド商品開発の遅れから採算性を確保するのに時間を要しておりました。

こうしたことから、平成19年3月期以降財務状況は悪化し、当社は平成20年3月期中間期において債務超過となるとともに、株券上場廃止基準第2条第1項第3号にかかる猶予期間に入る状況となりました。

こうした状況の中、平成19年12月25日、債務超過の解消、借入金の返済、上場時価総額の回復、事業の収益体質の強化、といった課題を克服するため、豊田産業株式会社、中部管財株式会社及び有限会社トヨタエンタープライズを割当先として新株式を発行いたしました。

これにより、一時的に経営環境は回復したものの、国内経済が原油をはじめとした原材料価格の高騰、米国金市場の混乱による日本金融市場の株価下落や非正社員の増加による雇用環境の変化等、事業環境の先行きに不透明感が広がるといった状況の中、当社の主要マーケットである情報通信市場では、通信キャリア間のサービス格差や固定回線利用者の減少、携帯電話市場の飽和などにより厳しい状況が続いている影響を受け、業績回復の遅れ及び特別損失の計上から平成20年3月期末における債務超過の解消には至らず、引き続き債務超過の解消、借入金の返済、上場時価総額の回復、事業の収益体質の強化という課題を残すこととなりました。

これらの課題のうち債務超過の解消、借入金の返済、上場時価総額の回復、を早急に解決し、残る事業の収益体質の強化に対しては、フォーバルグループに加わりこれまでの事業提携の関係以上の支援と協業体制により早期解決を図り、今後の業容拡大に向けた事業戦略を確立するための安定基盤をつくることを目的として、平成21年2月6日付けで株式会社フォーバル及び稲垣靖彦(当社前代表取締役社長)を割当先として新株式を発行いたしました。

これにより債務超過の解消、借入金の返済、上場時価総額の回復、の3つの課題については平成21年3月期末時点で解消し、平成21年3月単月における黒字化を達成したものの、通期における営業利益ベースでの黒字化が未達成であり、引き続き事業の収益体質の強化という課題が残っていると考えております。

本新株予約権の発行は、割当先である株式会社フォーバルとの関係強化を図るとともに、当社の事業そのものの抜本的な強化を図ることを目的としております。具体的には、当社は、販売機会の拡充の施策としてオフィスの移転をサポートしていくトータルオフィスソリューション業務を平成21年7月より開始しております。当該業務の内容は、オフィスの移転をトリガーに、物件の紹介・仲介から内装工事、各種インフラや機器・什器までのワンストップ型トータルソリューションを提供するものであり、強力な集客力を確保するためのユーザー向けオフィス物件検索サイト及び効率的な業務遂行のための社内バックヤード向け物件管理システムを開発、並びに人員規模の拡大による収益の確保及び組織力の向上を目的とした人材採用、教育関連費用に本新株予約権の発行及び行使によって得られる資金を充当する予定であります。

なお、上記のとおり現在の当社を取り巻く厳しい経営環境の下、当社の事業そのものの抜本的な強化を図ることは喫緊の課題であると認識しておりますが、現状の当社の運転資金において当該強化に資金を投資することは困難であるため、新株予約権の発行及び行使による資金調達によって早急な事業強化を実施していく予定であります。

以上により本新株予約権発行は、当社の中長期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

#### < 第三社割当による新株予約権発行を選択した理由 >

当社は、今回の資金調達に際して多様な手法を検討するにあたり、直接金融と間接金融を比較した場合、当社の財政状況を勘案すると銀行等からの借入れの実行は難しいこと、割当先が親会社である(株)フォーバルであるため、当社の資金需要に沿った柔軟な行使が期待できること、現時点で想定していない資金需要が発生した場合にも柔軟な対応が可能であること、等から本新株予約権の発行は、当社の資金調達ニーズに即したものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本新株予約権の発行を決議いたしました。

#### (3) 発行条件等の合理性

##### 発行価額が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行価額は、第三者機関に算定を依頼した上で決定しております。

当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の価格変動性(ボラティリティ)等を考慮した第三者機関の算定結果を参考とし、割当予定先である株式会社フォーバルとの間での協議、交渉を経て公正な価額であると判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を14,100円(1株当たり141円)といたしました。

また、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき当社普通株式1株当たりの金額(行使価額)は、当該新株予約権の発行に係る取締役会決議の前日(平成21年7月30日)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値7,240円を基準として、1株6,740円(ディスカウント率6.9%)といたしました。

##### 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株予約権の発行に係る新株予約権(発行決議日におけるその目的となる株式数49,000株)が全て行使された場合に発行される株式は、平成21年7月30日現在の当社の発行済株式総数143,530株の34.14%にあたります。

これにより、結果として当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなりますが、当社は、当社を取り巻く厳しい事業環境の下で、当社の事業そのものの抜本的な強化を図ることが最大の経営課題であり、株主価値を向上させるための唯一の方法であると判断しているため、今回の第三者割当による新株予約権の発行は必要不可欠のものと考えております。

また、現在の当社を取り巻く厳しい経営環境の下、当社の事業そのものの抜本的な強化を図ることは喫緊の課題であると認識しておりますが、現状の当社の運転資金において当該強化に資金を投資することは困難である

ため、新株予約権の発行及び行使による資金調達によって早急な事業強化を実施していく予定であります。

当社は、本件の資金調達により、ユーザー向けオフィス物件検索サイト、社内バックヤード向け物件管理システムを同時開発し、強力な集客力の確保と業務効率の向上を目指します。また人材採用、教育関連費用に充当し、人員規模の拡大による収益の確保及び組織力の向上を目指します。それ以外にも、新規事業開発資金、M&A資金と、企業の成長戦略の資金へ充当いたします。以上より、本新株予約権の発行は、当社業績において増収及び増益に結びつくものと考えており、希薄化以上に一株利益の向上につながるものと確信しております。

そのため、今回の第三者割当による新株予約権の発行に係る発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### (4) 割当先を選定した理由

当社は、本新株予約権の引受先の検討に当たって、当社の親会社である株式会社フォーバルと当社事業の再建について検討を重ねて参りました。元々当社は通信業界において中小企業に対し、通信・OA機器の切替え提案及び販売、各種通信インフラサービスの加入取次ぎや再販による通信インフラの提供をおこなうと同時に請求書管理業務を簡易化するピリングサービスを提供しております。ピリングサービスによる債権回収率は99.7%と非常に高く、顧客とも強固な関係を築いております。そのため、当社の情報通信分野での経験と知識、及び強固な関係を持つ顧客を活かすことが事業再生へ繋がると考えておりました。その実現のため平成21年2月の第三者割当増資により株式会社フォーバルの子会社となりましたが、今回更に追加資本をうけることで、割当先である株式会社フォーバルとの関係強化を図るとともに、当社の事業そのものの抜本的な強化を図ることができると考えております。

フォーバルグループは、同じ情報通信分野において「総合ブロードバンド・ソリューション」を提供するグループ企業として、複数の通信回線事業者、複数の情報通信機器メーカーを取り扱うマルチキャリア・マルチベンダーという事業スタイルを確立し、中小企業に対し情報通信の総合サービスを提供及び積極的な商品開発をおこなっております。

当社は株式会社フォーバルの子会社として、これまでの商品・サービス等の提供にとどまらず、フォーバルグループの商品戦略及び事業ノウハウの共有、商品開発への参加が可能となるため、当社の今後の収益に貢献し迅速な事業再建が可能になると考えています。また、事業管理部門をはじめとする事業機能をフォーバルグループ内で共有することにより固定コストの削減が可能となります。このような増収及びコスト削減の効果が期待できることから、株式会社フォーバルを本新株予約権の割当先として選定いたしました。

また、フォーバルグループの社会的信用力並びに同社の会社の体制及び方針による反社会勢力との関係遮断の取り組み等を鑑み、暴力団等反社会的勢力との関わりをうかがわせるような事実は存在していないものと判断しております。

#### (5) 割当先の保有方針

株式会社フォーバルは、経営に積極的に協力し、企業価値向上を目指した投資であり、安定的な資本関係を維持し長期保有する方針と伺っております。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数の定めはありません。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は49,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1個当たりの額(以下「行使価額」という。)は、674,000円(1株当たり6,740円)とする。なお、行使価額は本欄3項によって調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済み普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金337,169,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権者は、平成21年8月17日から平成24年8月16日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)ができる。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求の受付場所 株式会社フォーバル・リアルストレート 管理本部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 行使請求の払込取扱場所 三井住友銀行株式会社 高田馬場支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が、行使価額の230%を超過した場合、当社としては、取締役会の決議により、他の有利な条件での新株予約権の発行を選択できるものとして、本新株予約権を発行価額にて取得できるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

## (注) 1 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 2 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
337,169,000	3,000,000	334,169,000

- (注) 1 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(6,909,000円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(330,260,000円)を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

### (2)【手取金の使途】

当社は今後、オフィスの移転をサポートしていくトータルオフィスソリューション事業を企業成長及び収益の柱とすべく注力して参ります。今回調達する資金は、主に当該事業に投資して参ります。まず強力な集客力の確保と業務効率の向上のため、ユーザー向けオフィス物件検索サイト、社内バックヤード向け物件管理システムを同時開発する費用としてトータルで約1億3千万円の投資を実行いたします。また人員規模の拡大による収益の確保及び組織力の向上のため、人材採用、教育関連費用に約1億円充当する予定です。さらには、当該事業を行うにあたり、当社はM&A及び業務提携等を積極的に実行していく必要があると考えており、当該資金に約1億円を充当する予定であります。

ユーザー向けオフィス物件検索サイト、社内バックヤード向け物件管理システムについては、第16期下期(平成21年10月1日～平成22年3月31日)に開発に着手し、以降半年から1年を1フェーズとして、ソフト・ハード両面において内部環境及び外部環境をそれぞれ勘案し、最適な投資を実行いたします。2～3年スパンで1フェーズあたり数千万円規模、トータルで約1億3千万円規模の投資を実行する予定です。

人材採用、教育関連費用については、第17期(平成22年4月1日～平成23年3月31日)より投資を開始し、2～3年スパンで組織の拡充を図る予定です。こちらの採用費用、教育研修費用、新規採用の人員が採算ベースにのるまでの人件費等に約1億円充当する予定です。

また、成長戦略の遂行のためには新規事業の開発やM&Aの実行が不可欠であり、これらは判断実行のタイミングが重要であるため、これらに約1億円を充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

#### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第15期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に追加が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、追加箇所は以下の記載となります。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

#### 4 事業等のリスク

～ 省略

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、平成21年7月31日開催の取締役会において、株式会社フォーバルを割当先とする第2回新株予約権（第三者割当て）の発行を行うことを決議いたしました。本新株予約権の目的である株式の総数は49,000株であり、本新株予約権が予定通り発行されたうえで行使されれば、当社の1株当たりの株式価値は希薄化（発行済株式数に対する比率34.14%）し、株価に影響を及ぼす可能性があります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月23日 東海財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月24日

株式会社フリード  
取締役会 御中

### K D A 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小泉 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フリードの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フリード及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、継続して営業損失及び当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローも継続してマイナスとなっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
  2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月22日

株式会社フリード  
取締役会 御中

### K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園田 光基

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フリードの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フリード及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に関する注記のとおり以下の事象が記載されている。

- (1) 会社は平成21年5月14日開催の取締役会において、投資有価証券を売却することを決議している。
- (2) 会社は平成21年5月26日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関して平成21年6月23日開催予定の定時株主総会に付議することを決議している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フリードの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

- (1) 内部統制報告書に記載されている重要な欠陥のある決算・財務報告プロセスで特定した必要な修正はすべて財務諸表等に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。
- (2) 会社は、内部統制報告書に記載のとおり、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及び買掛金に至る業務プロセスに係る内部統制について、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の対象において、十分な評価手続を実施できなかったとして、期末日現在の内部統制評価から除外している。これは、平成21年2月6日付けで株式会社フォーバルの子会社となり、その後の組織再編等の影響により、内部統制の評価には、相当の期間が必要であり、当事業年度の取締役会による決算承認までの期間に評価を完了することが困難であったことによる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月24日

株式会社フリード  
取締役会 御中

### K D A 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌  
業務執行社員指定社員 公認会計士 小泉 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フリードの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検査することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フリードの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当事業年度において、継続して営業損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
  2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

株式会社フリード  
取締役会 御中

### K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園田 光基

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フリードの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フリードの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に関する注記のとおり以下の事象が記載されている。

- (1) 会社は平成21年5月14日開催の取締役会において、投資有価証券を売却することを決議している。
- (2) 会社は平成21年5月26日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関して平成21年6月23日開催予定の定時株主総会に付議することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。  
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。